

神戸市中小製造業振興事業補助金交付要綱

平成28年4月1日
経済観光局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市内に本社又は主たる事務所を置く中小製造業の多くが加盟する団体（以下、「団体」という。）が行う、神戸市の中小企業の振興に寄与する事業にかかる経費の一部を本市が補助するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助対象事業)

- 第2条 補助対象事業は、団体が行う事業のうち、市内中小製造業の振興と発展を図ることを目的として行う事業とする。
- 2 補助金交付の対象となる経費は、人件費、印刷製本費、謝金、通信費、図書費、郵送費、会場借上料、その他事業に必要な消耗品費等にかかる経費のうち、補助金の交付対象として市長が必要かつ適当と認める経費をいう。
 - 3 第1項に規定する補助対象事業の対象期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補助金交付額)

第3条 市長は、前条に規定する補助対象事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金交付申請)

- 第4条 団体は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書（様式第1号）に補助金規則第5条第2項に定める書類を添え、市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書は、対象となる経費毎の所要額を記載しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金規則第6条に基づき補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を団体に送付するものとする。
- 2 市長は、交付決定を行う場合において、当該補助金の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(補助金の概算払)

第6条 補助金は前条の交付決定の後、補助金規則第18条第2項に基づき、概算払をすることができる。団体は補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第3号）

を市長に提出するものとし、市長はその請求内容が適当と認めたときは、団体に対し補助金を交付するものとする。

(事業の変更・中止)

第7条 団体は、その事業計画を変更又は中止しようとするときは、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、団体が補助金規則第19条第1項各号の一に該当するときのほか、本要綱の規定に従って事業を行っていないと認めるときは、補助金の交付の決定を全部もしくは一部取消す。

(状況報告)

第9条 団体は、補助金規則第13条に基づき、補助事業の遂行状況について、市長から要求があった場合は、速やかに状況報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第10条 団体は、当該事業年度の補助事業が完了した時は、補助金規則第15条に基づき、事業完了後10日以内または市の会計年度終了日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(様式第5号)に、補助金規則第15条第1項に定める必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、補助金規則第16条に基づき、前条の報告により団体に交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第6号)を交付のうえ、団体より提出された補助金精算払請求書(様式第7号)により団体に精算払をし、または既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が交付決定額(第7条の規定により変更された場合にあつては、同条の規定により通知された額をいう。)と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

3 第1項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から30日以内、又は4月末日のいずれか早い日までとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、第8条の取消しを決定した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金規則第20条第1項に基づき、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(検査等)

第13条 市長は、補助事業について必要と認めるときは、団体に対し必要な指示を行い、報告を求め、又は検査をすることができる。

(施行細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成28年4月1日から適用する。